

本校の生活指導

1 令和6年度 生活指導部目標 (P1)

2 具体的な取組と内容 (P2)

3 各種規定 (P3～)

4 社会的マナーについて (P4～)

いじめ、いやがらせ防止、スマートフォン、貴重品

5 車の送迎、アルバイト (P7)

6 委員会、部活 (P8～9)

7 自転車通学について (P10)

東京都立瑞穂農芸高等学校

生活指導部

令和6年度 生活指導部目標

瑞穂農芸高等学校全日制 生活指導部

- 目 標**
- 学校生活の規律を大切にする。
 - 他者を尊重し、思いやりの心を大切にする。
 - 協働性、主体性を培う。

重点項目 （目標を達成するための具体的な行動）

- (1) 服装・頭髪の規定を守る。
 - ・身だしなみを整える。
- (2) 学校生活に不必要、望ましくない物の持込禁止。
 - ・アクセサリ類、化粧道具、高額な金品など。
 - ・学習には関係のない娯楽品や危険物など。
- (3) 正しいマナー
 - ・挨拶の励行。時と場合に即した言葉づかい。
 - ・学校生活・社会生活のマナー、携帯電話のマナー、交通ルールの遵守。
- (4) 無断欠席、早退や授業の中抜けを無くし、遅刻を防止する。
 - ・欠席、早退の場合は、保護者から学校へ連絡をする。
 - ・やむを得ず早退をする場合は、本人が直接担任または教科担当に連絡することを原則とする。
 - ・朝の遅刻、授業遅刻を無くす。
 - ・授業中の保健室利用は欠課。（保健室の利用、先生との相談などは休み時間内に済ませる）
- (5) 部活動には全員が所属することが望ましい。
- (6) 公共物を大切にする。
 - ・原則としてスマホやパソコンの充電は家庭で行ってこること。ただし授業に支障がある時にはこの限りではない。
- (7) 携帯電話等の通信機器は授業時に使用をしない。

全体指導 （全校生徒に対して以下のように指導を行います）

- (1) 服装、頭髪等
 - ・始業式、終業式、集会時には一斉指導を行います。
 - ・定期考査終了後に対象者には指導を行います。
 - ・登下校時に校門または昇降口で指導を行います。
 - (2) 遅刻指導
 - ・生徒の状況に応じた指導を担当と協力して行います。
 - (3) 身だしなみ指導
 - ・性犯罪被害防止と進路指導対策として指導を行います。
 - (4) 無断欠席や早退
 - ・授業の中抜けがあった場合は、保護者への連絡をした上で本人に指導を行います。
 - (5) SNSの使い方
 - ・SNSによる誹謗中傷、いじめ嫌がらせ防止の指導を行います。
個人や友人が特定される動画や写真、学校が特定される動画や写真を安易に載せない指導、適切でないSNSの使用についての指導を行います。
- * SNSとはLINE(ライン), Instagram(インスタグラム), TikTok(ティックトック), X(旧ツイッター)等

その他

- ・喫煙、薬物乱用防止。
- ・盗難、紛失防止。
(自己管理の徹底・不要物を持参しない、持ち物への記名、個人ロッカーの活用)

本校の生活指導

本校の生活指導は、高校三年間で完結する生活指導ではありません。将来社会人としての資質を身に付けるために大切なことを学び、理解をする指導です。

高校三年間は、様々な意味で人生を左右する三年間でもあります。その中で社会的マナーや常識、規範意識を身に付けていくことはとても大切なことです。本校は進路決定過程で99%の生徒が面接試験を受けます。学力、考え方の他に外見（身だしなみ）も選考基準になります。高校卒業後、進学、就職する上で社会が求めていることや社会的常識、さらに、人として大切なことを平素から学び、自らの生活習慣として身に付け、人間性を磨いていくのが本校の生活指導です。

【目標】 基本的生活習慣を身に付ける。

【具体的な取り組みと内容】

1 規範意識

○身だしなみ

制服は、学校、校風を表し、自らを表す表現の一つです。「制服の乱れは心の乱れ」制服規定を守り、しっかり着こなすことはとても大切なことです。制服は「私服」ではありません。自分の考えや都合で勝手に着こなしを変えることは規範意識が育っていないことになります。また、校外では皆さんの姿は多くの人に見られていることを忘れないでください。本校は、身だしなみのTPOを身に付ける指導をしています。

身だしなみ指導 期間と内容について

- ① 年間を通して制服の着こなしと頭髮の加工や化粧や装飾品をしない指導をします。
- ② 各学期の始まりの一週間は身だしなみ週間として、昇降口で制服の着こなしと頭髮加工や化粧や装飾品をしていないかの確認をします。
- ③ 各学期の定期考査でも制服の着こなしと頭髮の加工や化粧、装飾品の確認をします。

【身だしなみ指導期間の違反について】

※身だしなみ違反をした生徒は、学年または生活指導部が指導します。

※指定された指導日は、自己都合で欠席することはできません。

無断で欠席した場合は指導対象になります。

※スカート丈を短くした場合、着用できません。改めて購入することになります。

※長期休業中（夏・冬・春休み）を含め、一度髪の毛を違う色に染めた場合は、自毛色に戻るまで何回も改善（染め直すなど）を繰り返す指導を受けます(1週間程度)。

※ドライヤー、アイロン等で髪の毛が変色した場合も毛染めした生徒と同様です。

※化粧は、メイク落としで落とさせる指導をします。カラーコンタクトも認めません。

※装飾品は、その場で外させます。場合によっては学校で預かります。

何度も繰り返す場合には、学年、生活指導部が指導をします。

また、状況に応じて保護者に連絡を御協力いただく場合があります。

【制服規定（生徒手帳記載）】

＜冬服＞

上着	本校指定のものとし、左襟に校章を付ける。
ズボン スカート	本校指定のものとする。スカート丈は膝の中心がかくれること。 ※スカート丈を短くした場合、着用できません。改めて購入することになります。
ワイシャツ	白ワイシャツとする。
ネクタイ リボン	本校指定のものとし、冬服期間は平素時も着用する。 （ワイシャツの襟元が見えないように着用する）
セーター	本校指定のものとする。
ベスト	本校指定のものとする。
靴下	靴下は白・黒・紺・グレーの無地かワンポイントとする。（くるぶしが全て見えるものは不可）ストッキングはベージュか黒。

＜夏服＞

ズボン スカート	本校指定のものとする。スカート丈は膝の中心がかくれること。 ※スカート丈を短くした場合、着用できません。改めて購入することになります。
ワイシャツ	白ワイシャツとする。
ポロシャツ	本校指定のものとする。（購入は任意）
ベスト	本校指定のものとする。
セーター	本校指定のものとする。
靴 下	靴下は白・黒・紺・グレーの無地かワンポイントとする。（くるぶしが全て見えるものは不可）ストッキングはベージュか黒。

【制服の着こなし例】

冬服

- A 白ワイシャツ、ネクタイまたはリボン、セーター、上着＋（防寒着）
- B 白ワイシャツ、ネクタイまたはリボン、上着＋（防寒着）

夏服

- A 白ワイシャツ＋（ネクタイまたはリボン）
- B 白ワイシャツ、ベスト＋（ネクタイまたはリボン）
- C 白ワイシャツ、セーター＋（ネクタイまたはリボン）
- D ポロシャツ

※通年通して、セーター登下校が可になります。

※ポロシャツの裾はズボン、スカートの中に入れても出しても構いません。

※学校校内行事（始業式、終業式、）や校外での学校、学年、学科行事で指示があった場合の制服はA Bになります。

※健康上の理由等で、上記の制服規定以外の衣類を着用しなければならない場合は、学校に相談してください。

○冬季の防寒具について

＜登下校の防寒＞

コート、ジャンパー（黒、紺、茶、グレー、白）、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフ、手袋、帽子

＜教室内の防寒＞ 膝掛け（ブランケット）

【着用についての注意事項】

※コート、ジャンパーの色は、黒、紺、茶、グレー、白としています。また、ジーンズ生地は認めていません。

※膝掛け（ブランケット）は、色・形は特に定めませんが、使用は教室内に限ります。

腰に巻き付けたり、肩に掛けたりして廊下を歩くことは認めません。

※コート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフ、手袋の着用は、登下校時のみで校舎内での着用は認めません。ただし、専科棟（畜産科学科、園芸科学科）への移動時は可とします。

※防寒着はブレザーの上から着用すること。ブレザーを着ないでワイシャツの上に防寒着を着用することは不可。

○頭髪加工、化粧、装飾品の禁止

【頭髪装飾品などの規定（生徒手帳記載）】

清潔な髪形とし、パーマメント、カール等及び染髪、脱色等は禁止する。また化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス等の装身具類の着用も禁止する。

高校は様々な教育活動を通して知・徳・体を成長させていく場です。主は勉強する場であり、部活動、委員会活動や体験活動を通して協働性、主体性、協調性を学ぶ場です。その学ぶ場に毛染め、化粧、装飾品は不要なものです。

違反行為は、規則を守っている生徒たちにも迷惑をかけるばかりか、自己の進路決定にも悪影響を及ぼします。そのため頭髪の加工、化粧、装飾品の着用を禁止しています。

2 社会的マナー

○時間を守る

時間を守ることは、社会的マナーでもあり人としてとても大切なマナーです。時間を守れない人は、自分が損をするだけでなく周りの人に迷惑をかけるという自覚が足りない人です。時間に振り回されない、自ら時間をしっかり管理（守る）できることです。本校は、時間を守る大切さを指導しています。

※月に5回以上の遅刻をした場合、生徒の状況に応じて担任と指導をします。

※指定された指導日は、自分の都合で欠席することはできません。

※遅刻指導期間中、時間を守れない状況が続いた場合、保護者を含め改めて指導を行う場合があります。

○あいさつ

自らあいさつができることは、時間を守ることと同様に社会的マナーであり、人として大切なことです。あいさつは、コミュニケーションの一つであり協働性や協調性を培い、相手を思いやる気持ちが育まれます。登下校時、校舎内でもあいさつをする習慣を身に付けてください。本校は、あいさつをととても大事にしています。

○時間・場所・状況に応じた行動(TPO)

学校生活、公共の場での行動はととても大切です。周りが見えなくなり、周囲の人が不愉快になる行動をしないことです。この場所、この状況ではどのような行動をすべきなのか正しい判断ができることが場をわきまえた行動になります。

3 安心・安全

○いじめ、嫌がらせ防止

いじめ、嫌がらせは、人として最低で悪質な行為です。本校は、いじめ、嫌がらせは絶対「認めない」「許さない」という姿勢で取り組んでいます。生徒の皆さんも同じ姿勢で学校生活を送ることがとても大切です。

いじめ、嫌がらせの無い学校は理想であり、目標でもあります。しかし、いじめ、嫌がらせは、いつ・どこでも起こるという認識と緊張感を持って私たち教員は日常の教育活動にあたっています。

いじめの定義

生徒等に対して在籍する当該生徒等が一定の人間関係のある他の生徒に心理的または物理的な影響を与える行為（SNS、インターネットを含む）
※心理的、物理的影響を受けた生徒の気持ちが最優先されます。

いじめ、嫌がらせ防止の具体策

- ① 全校集会、学年集会等でいじめ、嫌がらせは絶対認めない指導を周知徹底しています。
- ② 年に3回、全校生徒対象にいじめアンケートを実施しています。
- ③ いじめ、嫌がらせ防止のセーフティ教室、講演会を実施しています。
- ④ 定期的に担任、スクールカウンセラーの面談を行い、生徒がいつでも相談できる環境をつくっています。

※いじめを確認した場合は、学校は適正な指導を行います。

※いじめ、嫌がらせ行為は、特別指導を行います。内容によっては、厳しい判断をすることがあります。（高校は義務教育ではありません）

○携帯、スマートフォン

本校は、携帯、スマートフォンを学校に持ってくることは認めています。携帯、スマートフォンは、とても便利で機能性も富んでいます。しかし、便利なものほど使い方を間違えると周りに迷惑をかけたり、事件等に巻き込まれたり、加害者や被害者にもなる可能性があります。

ルールを守る、道徳心を高める、節度ある使い方を身に付け、次ページのことを守って使用してください。

【携帯、スマートフォンの使い方で守ること】

- ① 授業中、携帯、スマートフォンを使用することはできない。電源を切り、カバンまたはロッカーにしまう。（教員の許可がある場合を除く）
- ② 携帯、スマートフォンの機能を使い、個人または他人の情報を安易に載せない。
- ③ 携帯、スマートフォンの機能を使い、他人を誹謗中傷する書き込みは絶対にしない。
- ④ 社会的マナーを守り、公共の場で周りの人が迷惑になる行為はしない。

※携帯、スマートフォンの使い方を間違え、授業規律を守れない場合は担任、学年、生活指導部が指導します。

※携帯、スマートフォンの機能を使用して、他者に精神的影響を与えたり、傷つけたりする行為をした場合、特別指導をします。

※使用状況、内容が悪質で他者への影響が大きい場合、厳しい判断をすることがあります。（高校は義務教育ではありません）

○ 貴重品（財布・現金、定期券、カード類、携帯、スマートフォン、パソコンなど） 貴重品の管理は**自己管理が基本**です。

【携行品について守ること】 ※盗難防止、紛失防止のため、守りましょう。

- ① 貴重品は、身に付けてください。
- ② バック等に入れても構いませんが、貴重品が入ったまま放置しないでください。
- ③ 教室移動の際は貴重品を個人のロッカーに入れ、必ず施錠してください。
- ④ 必要がない限り、多額の現金を所持しないでください。
- ⑤ 校内で貴重品を紛失した場合は、早急に担任または生活指導部へ報告してください。
- ⑥ その他、不必要なものは持参しないでください。

○ 不審者、変質者への対応

登下校中、不審者、変質者に遭遇してしまった時、恐怖とショックで動揺し、適切な対処ができないことがあります。その場で冷静になることは難しいと思いますが、緊急対応時の行動を平素時から心掛けていてください。

① 自分の身を守ることを最優先してください。

➡ 逃げる、大声を出す、近くの人（家）に助けを求める。

② 警察 110 番通報をすぐにしてください。その後、学校、家庭に連絡してください。

③ 登下校時はできるだけ複数人で行動してください。

4 車の送迎

車の送迎は、どのような理由があっても、送迎者が保護者であっても認めていません。当然ですが、自分で運転してのオートバイや自動車での登校は禁止です。

認められる理由

怪我等で歩行が困難な場合、通常の通学ができない場合に限り、保護者の送迎を認めています。事前に学校連絡が必要です。

※友人、知人の送迎はいかなる理由があっても認めません。（特別指導になります）

5 アルバイト

アルバイトは、1年生の1学期間は原則禁止です。保護者が必要性を認めた上で、学校に申請→許可という流れになります。

【アルバイトに関して守ること、心掛けること】

- ① 学校生活を一番に優先してください。アルバイトが理由で放課後の委員会、クラス、科の取り組み、指導等に参加できないことは認められません。アルバイトが生活の中心になり、遅刻、早退、欠席の増加、学業不振にならないよう心掛けてください。
- ② 無許可のアルバイトは認めません。保護者が了承し、学校にアルバイト申請を提出してください。
- ③ 未成年が働ける就労時間を守り、未成年が働く場として不適切な職種のアルバイトは認めません。

※上記の内容が守れない場合は、アルバイトは認められません。

6 委員会

委員会は様々な教育活動を実践するうえで、生徒がその活動に参画し、主体性をもって活動する場です。さらに、学年、学科の枠を超え、協働性、協調性を育む場であるとともに帰属意識も育む場です。委員会活動に積極的に参加してください。

＜委員会の種類＞

中央委員会	H R 委員会	風紀委員会	放送委員会	出版委員会
文化委員会	体育委員会	美化委員会	保健委員会	図書委員会

7 部活動、同好会

部活動は、心身を鍛え、協働性、協調性を培い、目標を持って取り組むことで学校生活が充実したものになります。また、マナーや思いやりの心を育むと共に帰属意識を養う場です。学生時代にしか味わえない部活動の入部を推奨しています。

本校では、体育系 12 部、文科系 13 部、同好会 4 部の合計 29 部が活動しています。

体 育 系		文 化 系		同 好 会
硬式野球部	バトミントン部	演劇部	動物愛好部	自然科学同好会
陸上部	女子バレーボール部	美術部	バイテク部	E S S 英語同好会
テニス部	男子バスケット部	茶道部	園芸部	文芸同好会
弓道部	女子バスケット部	華道部	食品研究部	和太鼓同好会
卓球部	女子ソフトボール部	吹奏楽部	服飾デザイン部	
水泳部	ダンス部	軽音楽部	クッキング部	
			写真部	

○部活動時間 平日 授業終了後から 17:00 下校。延長する場合は 18:00 下校。

①朝練を行う場合は、必ず顧問の監督のもとに活動をしします。部室を利用する場合には 8:25 までに職員室に鍵を返します。

②平常授業の場合、平日活動は 15:25～17:00、延長届けが顧問管理下で提出する場合は延長活動が可能です。延長活動時の完全下校は 18:00 で、この時間までに必ず下校を完了します。臨時時間割（短縮など）の場合もこれに準じます。

③土曜、日曜、休日は、必ず顧問の監督のもとに活動をしします。

④考查一週間前と考查期間中は、活動は原則禁止です。ただし、この期間に公式戦や発表会等の大会がある場合は、「特別活動申請用紙」に記入します。

特別活動期間中の活動延長は認めません。（17:00 下校）

◎延長届を提出した団体の最終下校時間は、部活動、委員会活動、学科、教科指導全てを含め 18:00 完全下校を守ること。担当教員は、生徒昇降口まで下校指導をする。

※上記の内容が守れなかった場合は、該当部活、該当生徒の活動を一定期間停止する場合があります。

○部室利用

- ①部室の利用可能時間帯は始業前8時25分まで。放課後は15時25分～部活終了まで。
使用時間以外は必ず窓やドアの施錠をし、鍵を職員室キーボックスに返却すること。
- ②授業時間内、休み時間の使用は禁止。授業等で必要な道具を持ち出す場合は利用可能時間内にすませること。
- ③部員以外の入室は、いかなる理由があっても禁止。
- ③部屋の整頓・美化を心掛けること。
- ④原則、部活動で使用するものだけを置く。(授業で使用するものは部室には置かない)

○17時以降の下校について

定時制の授業の開始は17時です。17時以降の下校は校舎内から正門まで静かに通ってください。17時以降の校舎内の下校経路を通り、定時制に迷惑をかけないでください。

＜下校経路について＞

- ①本校舎棟の2階HR教室前廊下とB階段（職員室側）を通らずに下校する。
下校の際はA階段（食品棟側）を通して生徒昇降口に行くこと。
- ②本校舎1階生徒昇降口、自動販売機側の扉から下校。
- ③廊下、昇降口、外通路は静かに通行し、定時制の授業に迷惑をかけないこと。
- ④実習や部活で外の更衣室から下校する場合、畜産科学科棟側の通路を通り、北門から下校することも可とする。

※ 注意すること

- ・延長届を出していない生徒は17時までに速やかに下校してください。
- ・17時以降生徒昇降口の長椅子や、その周辺で友人を待つことはできません。
- ・校長室前、企画室前の廊下を通るときは、来客との打ち合わせ、会議をしていることが多いため、静かに通ってください。

○その他

- ①文化系の部活は、活動場所として各教科の準備室は使用できない。
- ②活動場所は常に美化を心がけ、使用後は整備と清掃をすること。
- ③部員以外の生徒や他部活の生徒を昇降口で待たせることはできない。
- ④活動日は、活動終了時に職員室の部室キーボックス下にある活動報告書に活動人数を代表生徒が必ず記入し、下校すること。
- ⑤部活動以外でトレーニング室を使用する際は、事前に体育科の使用ノートに記入し、トレーニングにふさわしいジャージ等に替えて行う。制服での使用は認めない。

自転車通学について

本校では自転車通学を登録、許可制としております。

なお、自転車で校舎内まで乗り入れることは安全面から禁止しており、通学自転車は瑞穂町商工会前（学校下、狭山谷公園の近く）の指定駐輪場に停めることになっています。

※箱根ヶ崎駅から指定駐輪場までの自転車利用は、安全面と自転車収容能力の面から固く禁止しております。 御理解と御協力をお願い申し上げます。

入学後、自宅から指定駐輪場まで自転車で通学する予定がある場合は、後日配布する「自転車通学許可申請書」、に必要事項を保護者が記入し、御提出をお願いいたします。

入学後に申請者には登録手続きをいたします。その後、駐輪許可書(自転車ステッカー)を配布いたします。

※駐輪許可証（自転車ステッカー）配布されたら、直ちに自転車に貼ってください。

※自転車は必ず防犯登録をして、鍵がかけられる状態にしておいてください。

※その他、ブレーキ、ライトなどに不備がないように整備をお願いいたします。

※傘さし運転、自転車に乗りながらの携帯、スマホ使用は絶対しないでください。

※駐輪許可証（自転車ステッカー）のないものは指定駐輪場に停めることはできません。

★ 自転車通学について御不明な点がございましたら、生活指導部までお問合せください。

自転車通学におけるヘルメット着用をお願い

東京都では、令和6年度よりすべての都立校生において自転車通学をする生徒に自転車ヘルメットの着用を求めることになりました。これに伴い、本校でも「自転車通学許可申請書」にヘルメットの有無を確認する欄を新たに設けております。また、高校生の通学時における自転車事故も年々増えていることから、自転車保険の加入についても確認することといたしました。まだ自転車ヘルメットを購入していない御家庭がありましたら、入学までに準備していただければと思います。また、自転車保険の加入についても御家庭で確認していただきますよう併せてよろしくお願いいたします。

※自転車ヘルメットの保管方法については、入学後に詳しく説明いたします。